

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（千葉県）

1 期間 第4四半期（1月～3月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	1	原則週1回	1	1町
果実類	2	原則週1回	5	3市
きのこ・山菜類	3	週2回	213	27市町村
牛肉	1	県：週1回 (7～10検体/週) 自主：処理日毎(5 回/週) (約40検体/回)	県：約80 自主：約2,000	全市町村
野生鳥獣肉	2	【シカ肉】 処理加工施設ごとに四半 期に1検体以上	4	3市
		【イノシシ肉】 県内の5処理加工施設で 処理される全頭を検査	約50	4市町
原乳	1	原則月1回4検体	12	7クーラース テーション
穀類				
水産物	30	週40検体	480	—
その他	1		10	8市町
小計	41	—	約900 自主：約2,000	全市町村
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	4	週12検体	162	/
計	86		約1062 自主：約2,000	

種類等	品目	検査の実施				備考
		1月	2月	3月	点数	
100Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目(全国の検査実績)						
野菜類					0	
果実類					0	
50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された品目(全国の検査実績)						
果実類	ユズ				0	
国民の摂取量及び生産状況を勘案した品目						
野菜類	ナバナ	1			1	
果実類	夏みかん・甘夏	3			3	
	ハッサク	2			2	
穀類等					0	
その他	茶			10	10	
		6	0	10	16	

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（牛肉）

平成 27 年 1 月 7 日

農 林 水 産 部 畜 産 課

1 目 的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜産物等の放射性物質検査について」

（平成 26 年 3 月 20 日付け 厚生労働省医薬食品局食品安全部長）

3 モニタリング検査の考え方

牛飼育農家において、飼料の給与状況及び飼養管理状況のチェックを実施するとともに、食肉センターと連携して牛出荷時に牛肉の放射性物質検査を行い、適正飼育の継続を確認する。

4 検査の頻度と実施期間

（1）検査頻度：県による検査は、毎週 1 回、実施期間内で計 80 検体行う。

あわせて、食肉センターで処理日ごとに実施されている自主検査の結果についても、モニタリング検査に反映させる。

（2）実施期間：平成 27 年 1 月 1 日～3 月 31 日

（3）採材場所：株式会社千葉県食肉公社

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページなどで公表する。

千葉県放射性物質モニタリング検査計画（原乳）

平成 27 年 1 月 7 日
農 林 水 産 部 畜 産 課

1 目 的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

2 検査の根拠

「農畜産物等の放射性物質検査について」

（平成 26 年 3 月 20 日付け 厚生労働省医薬食品局食品安全部長）

3 モニタリング検査の考え方

- （1）県内の 7カ所のクーラーステーション（以下「CS」という）のうち、搬入量、搬入市町村数が多い 2つのCSは、重点検査CSとして、毎月 1回検査を行う。
- （2）（1）以外の 5つのCSは、2カ月に 1回程度の検査を行う。

4 検査の頻度と実施期間

- （1）検査頻度：検査間隔は月 1回 4検体
- （2）実施期間：平成 27 年 1 月 1 日～3 月 31 日
- （3）採材場所：県内CS

5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページで公表する。

平成 26 年度 千葉県主要林産物の放射性物質検査計画(第 4 四半期)

1. 目的

「平成 26 年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画」に基づき、主要林産物の放射性物質検査を実施する。

2. 検査対象品目、検査対象及び検体数

(1) モニタリング検査

品目、検体 (別紙、参照)

(2) 出荷制限・自粛解除に向けた検査

品目、検体 (別紙、参照)

3. 検査結果に基づく措置

(1) モニタリング検査

市町村等は、関係団体等と連携し、検査の結果が基準値を超えた場合は当該品目の出荷が行われないよう生産者及び生産者団体等にあらかじめ周知を図るよう依頼する。

検査の結果が基準値を超えた場合には、同日中に県から対象市町村に対して、出荷自粛要請を行う。

(2) 出荷制限・自粛解除に向けた検査

検査結果に応じ、出荷制限解除申請又は出荷自粛解除申請を検討する。

4. サンプルング及び搬入スケジュール (変更の場合あり)

(1) スケジュール

搬入日の前々日まで	品目及び検体数の報告 (見込み) 市町村→林業事務所・支所→森林課→検査機関
搬入日の前日まで	品目及び検体数の報告 (確定) 市町村 (別紙様式) →林業事務所・支所→森林課→検査機関
搬入日 (月・水) 休日の場合は翌日	検体の採取 (2 kg/検体)・搬送・送付 林業事務所・支所→(森林課) →検査機関
搬入日翌日以降	検査結果送付 検査機関→森林課→林業事務所・支所→市町村

(2) サンプルング方法

「食品 (農産物等) の採取・送付手順 (マニュアル) Ver 4」のとおり

(3) 役割分担

- ①検査機関の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・森林課
- ②検体の採取地点(生産者)等の選定・採取の立会い・・・・・・・・・・・・市町村
- ③検体採取・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・林業事務所・支所
- ④検査機関等への検体搬入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・林業事務所・支所及び森林課

第4四半期検査計画詳細

1 モニタリング検査

品目	検査市町村及び検体数
<p>たけのこ</p> <p>計 31検体</p>	<p>①出荷制限・出荷自粛解除済の市町村（出荷前検査、定期的検査）</p> <p>（北部林業事務所管内）計3検体</p> <p>出荷前検査</p> <p>香取市 3検体</p> <p>定期的検査</p> <p>なし</p> <p>（北部林業事務所印旛支所管内）計3検体</p> <p>出荷前検査</p> <p>船橋市 3検体</p> <p>定期的検査</p> <p>なし</p> <p>（中部林業事務所管内）計3検体</p> <p>出荷前検査</p> <p>木更津市 3検体</p> <p>定期的検査</p> <p>なし</p> <p>②その他の市町村（出荷前検査）</p> <p>（北部林業事務所管内）計12検体</p> <p>多古町、東庄町、旭市、匝瑳市、東金市、茂原市、一宮町、睦沢町、白子町 各1検体</p> <p>長柄町 3検体</p> <p>（北部林業事務所印旛支所管内）計1検体</p> <p>千葉市 1検体</p> <p>（中部林業事務所管内）計3検体</p> <p>君津市、富津市、袖ヶ浦市 各1検体</p> <p>（南部林業事務所管内）計6検体</p> <p>いすみ市、館山市、南房総市 各1検体</p> <p>勝浦市 3検体</p>
<p>原木しいたけ （露地栽培）</p> <p>計 13検体</p>	<p>①出荷制限一部解除済の市町村（定期的検査）</p> <p>（北部林業事務所管内）計3検体</p> <p>山武市 3検体</p> <p>（北部林業事務所印旛支所管内）計1検体</p> <p>佐倉市 1検体</p> <p>（中部林業事務所管内）計6検体</p> <p>君津市、富津市 各3検体</p> <p>②その他の市町村（出荷前検査）</p> <p>（北部林業事務所管内）計2検体</p> <p>一宮町、白子町 各1検体</p> <p>（北部林業事務所印旛支所管内）計1検体</p> <p>八街市 1検体</p>

原木しいたけ (施設栽培) 計 14 検体	①出荷制限一部解除済の市町村（定期的検査） （北部林業事務所管内）計3 検体 山武市 3 検体 （中部林業事務所管内）計6 検体 君津市、富津市 各3 検体 ②その他の市町村（定期的検査） （北部林業事務所管内）計3 検体 多古町2 検体、長南町1 検体 （北部林業事務所印旛支所管内）計2 検体 印西市、富里市（当初計画外） 各1 検体
合計	58 検体

2 出荷制限・自粛解除に向けた検査

品目	検査市町村及び検体数
原木しいたけ (露地栽培) 計 95 検体	（北部林業事務所印旛支所管内）計12 検体 千葉市6 検体、印西市6 検体 （中部林業事務所管内）計83 検体 市原市3 検体、木更津市10 検体、君津市30 検体、富津市40 検体
原木しいたけ (施設栽培) 計 60 検体	（中部林業事務所管内） 計60 検体 君津市30 検体、富津市30 検体
合計	155 検体

○放射性物質調査計画(水産物)

カテゴリー	水域	生息域	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沿岸魚介類		表層							イワシ類、サバ類、アジ類、サヨリ	イワシ類、サバ類、アジ類	イワシ類、サバ類、アジ類
		中層							ブリ、マダイ、スズキ、クロダイ、 タチウオ	ブリ、マダイ、スズキ、クロダイ、 タチウオ	ブリ、マダイ、スズキ、クロダイ
		底層							ヒラメ、カレイ類、メバル類、カサゴ、 ホウボウ、キンメダイ	ヒラメ、カレイ類、メバル類、カサゴ、 ホウボウ、キンメダイ	ヒラメ、カレイ類、メバル類、カサゴ、 ホウボウ、キンメダイ
		貝類							アサリ、ハマグリ、バカガイ、 チョウセンハマグリ、ホンビノスガイ	アサリ、ハマグリ、バカガイ、 チョウセンハマグリ、ホンビノスガイ	アサリ、ハマグリ、バカガイ、 チョウセンハマグリ、ホンビノスガイ
		イカ・タコ 類							マダコ		ヤリイカ
		海藻類							ノリ	ノリ	ノリ、ヒジキ
内水面		手賀沼							-	-	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ
		印旛沼							ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ
		与田浦							ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ
		利根川							ギンブナ、ワカサギ	ギンブナ、ワカサギ	ギンブナ
		その他 河川							ホンモロコ		
1週間当りの 分析検体 数	各都道府県測定分								40	40	40
	委託事業測定分								40	40	40
1ヶ月当りの 分析検体 数	各都道府県測定分								160	160	160
	委託事業測定分								160	160	160

千葉県における平成26年度県内処理加工施設で加工される 野生鳥獣肉の放射性物質検査計画（第4四半期）

平成27年1月6日
農地・農村振興課

1 目的

平成26年3月20日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び平成25年3月27日付け24関生第1696号「食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について」に基づき、県内の処理加工施設で加工され販売等食用に供される野生鳥獣の肉の安全性を確認し、円滑な販売等に資するため、放射性物質の検査を実施する。

2 検査対象品目、検査対象施設、検査頻度及び検体数

(1) 検査対象品目 ⇒ イノシシ肉

- ① 検査対象施設：5施設（大多喜町、勝浦市、鴨川市各1施設、君津市2施設）
- ② 検査頻度及び検体数：平成25年1月17日付け千葉県産イノシシ肉の「出荷・検査方針」に基づき全頭検査を行う。

(2) 検査対象品目 ⇒ シカ肉

- ① 検査対象施設：4施設（勝浦市1施設、鴨川市1施設、君津市2施設）
- ② 検査頻度及び検体数：検査対象施設ごとに四半期に1検体以上

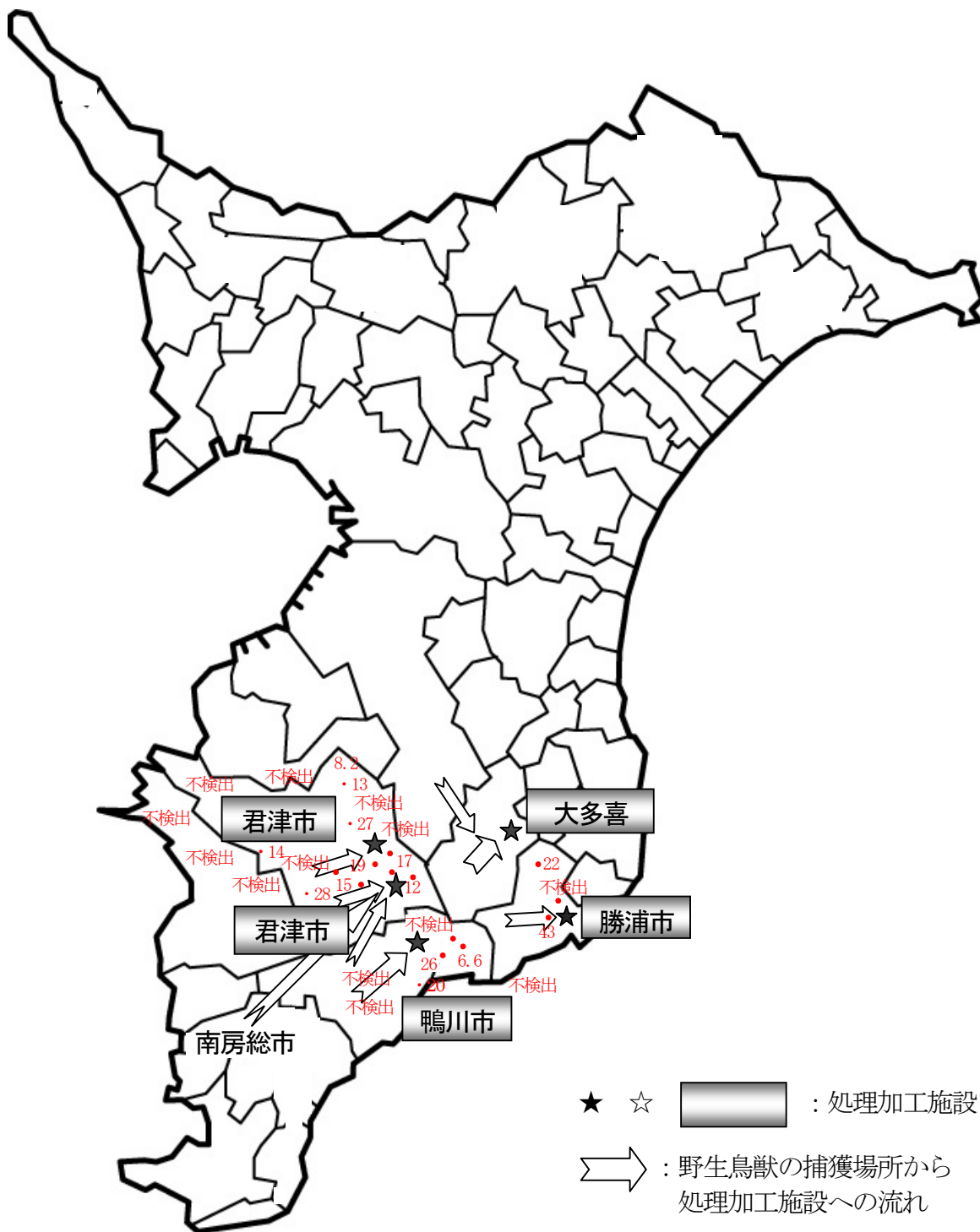
3 検査結果の公表

県ホームページで公表する。

処理加工施設ごとの検体数等（モニタリング検査）

施設所在地	検査対象品目	主な捕獲地	検体数 (1頭)
大多喜町	(イノシシ肉)	大多喜町・市原市・茂原市	0
勝浦市	(イノシシ肉) シカ肉	勝浦市	1
鴨川市	(イノシシ肉) シカ肉	鴨川市	1
君津市	(イノシシ肉) シカ肉	君津市、鴨川市、南房総市	1
君津市	(イノシシ肉) シカ肉	君津市	1

処理加工施設の位置図と主な捕獲場所



放射性セシウム検査数値（シカ肉）

勝浦市	43 Bq/kg (H24. 6. 19)、不検出 (H24. 8. 16)、22Bq/kg (H25. 2. 19)
鴨川市	26 Bq/kg (H24. 8. 16)、6. 6 Bq/kg (H24. 12. 18)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 9. 12)、20 Bq/kg (H25. 11. 29)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 12. 10)
君津市	12 Bq/kg (H24. 9. 19)、17 Bq/kg (H24. 12. 18)、15Bq/kg (H25. 2. 19)、19Bq/kg (H25. 2. 19)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 9. 12)、不検出 (H25. 9. 12)、27 Bq/kg (H25. 11. 29)、28 Bq/kg (H25. 11. 29)、13 Bq/kg (H26. 3. 24)、不検出 (H26. 6. 24)、14 Bq/kg (H26. 6. 24)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 12. 10)、8. 2 Bq/kg (H26. 12. 10)

※ 括弧内は検査日